

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を所有している方へ

大地震で倒壊する多くの木造住宅が、昭和56年5月31日以前の耐震基準で建てられたもので、震度6～7程度の地震が想定されていないことを知っていますか？



大きな地震に備えて
あなたの家を補強しませんか？

木造住宅の 耐震改修を 支援します

耐震改修工事費の一部を補助！

補助額

対象工事費用の **80%**
最大
1,000,000円

募集期間

2025年5月1日～
2026年2月末までに実績報告書の提出が必要。
※予算に達し次第、募集を終了します。

募集戸数

1戸（先着順）



八戸市
Hachinohe City

お問い合わせ

八戸市 都市整備部 建築指導課（別館6階）

詳しくは市のホームページからも
ご覧いただけます→

☎ 0178-43-9137 📠 0178-41-2302 ✉ kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp



対象住宅 下記の要件のすべてに該当するもの

- ☐ 八戸市内にあるもの
- ☐ 昭和56年5月31日以前に建築され、増改築されていないもの
- ☐ 一戸建ての専用住宅または併用住宅(※)で地上階数が2以下のもの
- ☐ 在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅
- ☐ 建築士が行った耐震診断により、倒壊の危険性があると判断されたもの

※併用住宅：延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下のもの



対象者 下記の要件のすべてに該当するもの

- ☐ 補助対象住宅の所有者等
- ☐ 市税を滞納していない者
- ☐ 暴力団員でなく、暴力団もしくは暴力団員と関係を有していない者
- ☐ 過去に補助金を受けて住宅の新築工事や耐震改修工事を実施していない者

対象工事

- ☐ 耐震改修工事
- ☐ 建替え工事

対象外 ×補助金の交付決定前に着手した工事
×耐震改修工事以外の増築工事およびリフォーム工事
×建替え工事以外の建築工事および外構工事等
×除却工事のみの場合

必要書類

- **八戸市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書**
建築指導課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- **申請者の本人確認ができる書類**
マイナンバーカード／運転免許証／パスポート等の写し
- **住宅の所有者を確認できる書類**
固定資産税納税通知書と課税明細書の写し／建物登記全部事項証明書等
- **住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたことが分かる書類**
確認済証の写し／建物登記全部事項証明書等
- **所有者との親族関係を確認できる書類**(申請者が所有者以外の場合)
戸籍謄本等
- **工事同意書**(所有者が複数の場合、または申請者が所有者以外の場合)
- **委任状**(代理申請の場合)
- **耐震診断結果の分かるもの**(ア～ウのいずれか)
ア耐震診断結果報告書の写し
イ誰でもできるわが家の耐震診断
ウ旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
※イ、ウは建替え工事の場合のみで診断した建築士の記名があるもの。
- **2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート等**(耐震改修工事の場合)
- **新築する住宅の確認済証の写し**(建替え工事の場合)
- **市税の滞納がないことを確認できる書類**
市税の滞納がないことの証明書、または同意書
- **工事見積書**(内訳明細の付いたもの)
- **案内図、配置図、平面図など工事概要が分かる図面**
- **口座振替受領申出(変更届)票**

耐震改修支援の流れ

1 事前相談

2 補助金交付申請書提出

審査

補助金交付決定

3 施工業者と工事の契約

4 工事着手

完了検査

5 工事完了報告書提出

審査

補助金確定

6 補助金請求書提出

補助金の支払い

年間を通して相談を受付しています。
どうぞ、お気軽にご相談ください。